別表第七の二の医療職俸給表㈢降格時号俸対応表中

「	」
101	102
102	104
103	106
104	108
109	112
114	
119	

を

「	」
102	100
104	102
106	104
108	
112	

に改める。

116	
120	

別表第七の二の福祉職俸給表降格時号俸対応表中

「	」
99	108
102	112
105	117
108	122
113	127
118	132
123	138
128	144
133	150
140	
147	

を

「	」
100	108
104	112

に改める。

附　則

（施行期日等）

1　この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九―八の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。

（経過措置）

2　平成二十九年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員のうち、改正後の規則九―八の規定による号俸が改正前の規則九―八の規定による号俸に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号俸については、改正後の規則九―八の規定にかかわらず、改正前の規則九―八の規定による号俸とするものとする。

3　この規則の施行の日から平成三十年三月三十一日までの間において、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員（個別に人事院の承認を得て号俸を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号俸については、なお従前の例によることができる。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十九年十二月十五日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―一七―一五四

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を次のように改正する。

別表第二の一及び二の表中「116,900円」を「117,000円」に改め、別表第二の三から五までの表中「118,900円」を「119,000円」に改め、別表第二の六の表中「129,900円」を「130,000円」に、「122,900円」を「123,000円」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九―一七の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―三四（初任給調整手当）の一部を改正する人事院規則九―三四（初任給調整手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十九年十二月十五日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―三四―二八

人事院規則九―三四（初任給調整手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―三四（初任給調整手当）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第六条関係）

期間の区分＼職員の区分	1項職員 1種	1項職員 2種	1項職員 3種	1項職員 4種	1項職員 5種	2項職員	3項職員
	円	円	円	円	円	円	円
1 年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	50,700	100,000
1 年以上 2 年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	50,700	100,000
2 年以上 3 年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	50,700	100,000
3 年以上 4 年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	50,700	100,000
4 年以上 5 年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	50,700	100,000
5 年以上 6 年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	50,700	90,000
6 年以上 7 年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	48,900	80,000
7 年以上 8 年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	47,100	60,000
8 年以上 9 年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	45,300	40,000
9 年以上 10 年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	43,500	20,000
10 年以上 11 年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	41,700	
11 年以上 12 年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	39,900	
12 年以上 13 年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	38,100	
13 年以上 14 年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	36,300	
14 年以上 15 年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	34,900	
15 年以上 16 年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	33,500	
16 年以上 17 年未満	409,900	364,400	305,000	248,300	182,900	32,100	
17 年以上 18 年未満	405,500	360,400	301,700	245,700	181,300	30,700	
18 年以上 19 年未満	401,100	356,400	298,400	243,100	179,700	29,300	
19 年以上 20 年未満	396,700	352,400	295,100	240,500	178,100	27,900	
20 年以上 21 年未満	392,300	348,400	291,800	237,900	176,500	26,500	
21 年以上 22 年未満	372,900	331,500	278,000	225,900	167,300	25,900	
22 年以上 23 年未満	353,100	314,300	264,000	214,000	157,500	25,300	
23 年以上 24 年未満	333,800	297,600	250,500	202,000	148,400	24,300	
24 年以上 25 年未満	314,400	280,700	236,600	190,200	138,700	23,700	
25 年以上 26 年未満	294,900	263,800	222,900	178,400	129,500	23,100	
26 年以上 27 年未満	272,200	243,000	205,300	164,000	118,500	22,500	
27 年以上 28 年未満	250,000	222,600	188,200	149,700	108,100	21,900	
28 年以上 29 年未満	227,600	202,200	170,900	135,400	97,800	21,100	
29 年以上 30 年未満	204,800	181,400	153,300	121,100	86,800	20,800	
30 年以上 31 年未満	180,000	159,500	135,300	106,100	76,200	20,400	
31 年以上 32 年未満	155,100	137,600	117,000	91,300	65,100	19,800	
32 年以上 33 年未満	130,500	115,900	99,100	76,100	54,700	18,900	
33 年以上 34 年未満	92,400	84,000	73,100	57,000	40,500	18,000	
34 年以上 35 年未満	57,100	54,200	48,800	38,600	27,300	17,300	

備考

1　この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となった日以後の期間を示す。

2　この表において、「1項職員」とは第2条第1項の官職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の官職を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項の官職を占める職員をいう。

3　この表において、「1種」とは第2条第1項第1号の官職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の官職を占める職員を、「3種」とは同項第3号の官職を占める職員を、「4種」とは同項第4号の官職を占める職員を、「5種」とは同項第5号の官職を占める職員をいう。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九―三四の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。